

ストップ!! 児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待とは保護者が子どもの心や身体を傷つける行為です。下表のとおり次の4つに分類できます。

保護者が「しつけ」と言っても子どもが耐えがたい苦痛を感じることであれば、それは虐待です。虐待は家庭内のしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。たとえ保護者であっても暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪などに問われます。

虐待をする保護者も苦しんでいます。虐待をする保護者は、育児への不安、家族の不和、病气、経済苦、地域からの孤立などさまざまな不安やストレスを抱えています。

心配な親子を見つけたら、西部児童相談所、市役所に連絡してください。親子の様子を確認し、適切な支援を行います。

また、可能なら、一人の隣人として「心配しているよ」と親子に温かく声をかけてあげてください。

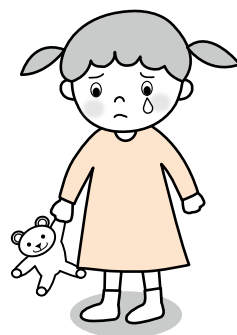
○市では、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童らを早期に発見し、適切な支援を図るために、地域社会や関係機関が連携し、支援の協議を行う場として「安中市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

連絡先▼

西部児童相談所 (☎322・2498)

困子ども課子ども育成係 (☎内線1161)

松保健福祉課福祉子ども係 (☎内線2154)



身体的虐待	殴る、蹴る、床に落とす、たばこの火を押し付ける、冬に戸外に閉め出すなど
ネグレクト (養育の放棄・怠慢)	食事や風呂の世話が不十分、必要な医療を受けさせない、家や車に残したまま外出するなど
心理的虐待	ひどい言葉でおびえさせる、無視、きょうだい間の著しい差別的扱いや子どもの目の前でDVなど
性的虐待	性的ないたづら、性行為を強いる、性的なものを見せるなど

平成26年第3回安中市議会定例会報告

9月1日から17日にかけて、平成26年第3回安中市議会定例会が開催され、平成25年度各予算の決算認定などの議案を市長が提出しました。

- 副市長の選任について
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 安中市家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 安中市副市長の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 安中市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 安中市福祉事務所設置条例及び安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 安中市保育の実施に関する条例の廃止について
- 財産の取得について
- 字の区域の変更について
- 平成25年度安中市一般会計歳入歳出決算認定について
- 平成25年度安中市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成25年度安中市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成25年度安中市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成25年度安中市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成25年度安中市健康増進施設惠民の湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成25年度安中市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 平成25年度安中市病院事業会計決算認定について
- 平成25年度安中市介護サービス事業会計決算認定について
- 平成26年度安中市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成26年度安中市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成26年度安中市一般会計補正予算(第4号)